

宮古市役所地球温暖化対策実行計画

[2021（令和3）年度 - 2030（令和12）年度]

2021（令和3）年9月 策定

2024（令和6）年3月 改訂



目次

第1章 計画策定の背景	1
1 国際的動向	1
2 国の動向	1
3 県の動向	2
4 本市のこれまでの取り組み	2
5 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた温暖化対策	3
第2章 現計画におけるCO ₂ 排出量の現状と課題	4
1 現計画の概要	4
2 CO ₂ 排出量の推移	4
3 エネルギー種別毎の使用量とCO ₂ 排出量	5
4 現計画における状況と課題のまとめ	6
第3章 計画改訂の目的と概要	7
1 基本的事項	7
2 CO ₂ 排出量の削減目標	9
第4章 削減目標達成に向けた4つの基本方針と取り組み	17
1 基本方針と施策の体系	17
第5章 計画の進捗管理	21
1 管理・推進・実行部門の体制	21
2 各部門の役割と進行管理	22
3 実施状況の点検評価	22
4 公表	22
資料編	23

第1章 計画策定の背景

1 国際的動向

2015（平成27）年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、国際社会全体で持続可能な世界を実現するためにSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。この目標の中には、地球温暖化対策の取り組みと合致する内容が含まれています。

また、同年11月から12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定では、「気温上昇を産業革命前から2℃未満、できれば1.5℃未満に抑えること」や「今世紀後半には、人為的な温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとること」が掲げられました。

2018（平成30）年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年までに約45%（2010（平成22）年比）削減し、2050（令和32）年前後に正味ゼロとすることが必要とされています。

2023（令和5）年には、IPCCが公表した「第6次評価報告書」で、「地球温暖化が人為的な影響によるものであることには疑う余地がなく、全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時の温室効果ガスの排出削減が求められる」とされ、気候変動に対する緩和策と適応策の加速が改めて呼びかけられています。

さらに、世界中で顕著となった2023（令和5）年の猛暑について、国連のグテーレス事務総長が「地球沸騰化の時代」と表現し、同年11月から12月にアラブ首長国連邦・ドバイで開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）の最終合意文書では、「2030（令和12）年までに再生可能エネルギー発電容量を3倍、エネルギー効率を2倍にする目標の設定」や「化石燃料からの脱却の加速」に言及するなど、国際的に地球温暖化に対する危機感が高まっています。

2 国の動向

1998（平成10）年に成立した温対法に基づき、国では地球温暖化対策に関する様々な取り組みを強化してきました。続いて、2015（平成27）年に「気候変動の影響への適応計画」が策定され、2018（平成30）年に制定された「気候変動適応法」により、気候変動適応の法的位置づけが明確化されました。

また、国は、パリ協定の採択を受け、2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、続いて、2020（令和2）年には、「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、2021（令和3）年の「地球温暖化対策計画」改定においては、温室効果ガスを2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で46%削減することを目標に掲げ、さらに50%の高みを目指すことが表明されました。

この改定では、パリ協定の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として位置づけ、その実現に向けた方針として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の温室効果ガス排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の取り組みなどが規定されました。

さらに、同日には「第6次エネルギー基本計画」が策定され、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底により、野心的な見通しとして2030（令和12）年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を36%～38%まで拡大することなどが示されました。

3 県の動向

岩手県では、2012（平成24）年に、「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2020（令和2）年までに1990（平成2）年比で25%削減、2005（平成17）年比で29%削減を目標に地球温暖化対策に取り組んできました。

また、2021（令和3）年2月には「いわて気候非常事態宣言」を発出し、同年3月には「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定して、全県で2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で41%削減を目標に地球温暖化対策を進めてきました。

2023（令和5）年には、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂し、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で57%削減（うち、県庁ほか県有施設の事務事業対象は2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で60%削減）を目標に、取り組みを推進しています。

4 本市のこれまでの取り組み

本市では、東日本大震災による甚大な被害からの復興まちづくりにおいて、「宮古市東日本大震災復興計画」（以下「復興計画」という。）の重点プロジェクトのひとつに再生可能エネルギー施策を位置づけ、取り組みを進めてきました。

復興計画の計画期間が2019（令和元）年度に終了したことに伴い、2020（令和2）年度に、本市の新たな再生可能エネルギー施策の方向性を示す「宮古市再生可能エネルギービジョン」（以下「再エネビジョン」という。）を策定しました。

2021（令和3）年度に策定した「宮古市再生可能エネルギー推進計画」（以下「再エネ推進計画」という。）では、再エネビジョンの実現に向けた具体的な方針を示しています。

また、近年の大型台風や集中豪雨の被害を受け、気候変動の現状を市民と共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むため、2020（令和2）年10月に「宮古市気候非常事態宣言」を行い、同年11月には、2050（令和32）年までにCO₂実質排出ゼロを目指す「宮古市2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。

2022（令和4）年度には、「宮古市再生可能エネルギー推進条例」（以下「再エネ推進条例」という。）を制定し、災害の防止、自然環境や生活環境との調和に配慮しながら、地域と一体的となって再生可能エネルギーの導入を進めていくための基本事項を定めました。

再エネビジョン等に基づく取り組みの一環として、市では、津軽石太陽光発電所や田老太陽光発電所を運営する「宮古発電合同会社」と市内の公共施設等に電力を供給する「宮古新電力」に出資し、再生可能エネルギーの地産地消による地域内経済循環の創出を図っています。

2022（令和4）年には、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（以下「デコ活」という。）に参画し、2023（令和5）年には「デコ活宣言」を行いました。

さらに、2022（令和4）年の脱炭素先行地域の選定や2023（令和5）年の重点対策加速化事業の採択により、国からの支援を受けながら、市全域で地球温暖化対策を通じた持続可能な地域づくりを進めています。

5 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた温暖化対策

SDGsとは、2015（平成27）年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際社会全体の普遍的な目標です。

SDGsで掲げる持続可能な世界を実現するための17の目標は、相互に関連し、環境・社会・経済の3つの分野から捉えることができます。この中で、地球環境に関連する目標は、SDGsの基盤になっています。その上に社会的な目標、さらに経済的な目標が重なり、全体を貫く軸として、目標17のパートナーシップがあります。

本計画ではこのSDGsの考え方を踏まえ、地球温暖化対策のための取り組みを推進します。



図 1-1 SDGs の 17 の目標

出典：国際連合広報センター

第2章 現計画におけるCO₂排出量の現状と課題

1 現計画の概要

現計画では、2020（令和2）年度を基準年度として、2030（令和12）年度までにCO₂排出量を20%削減する目標を設定しています。

2 CO₂排出量の推移

CO₂排出量の年度毎の推移は図2-1のとおりです。

基準年度である2020（令和2）年度のCO₂排出量と比較して、2021（令和3）年度は14%削減、2022（令和4）年度は21%削減となっています。

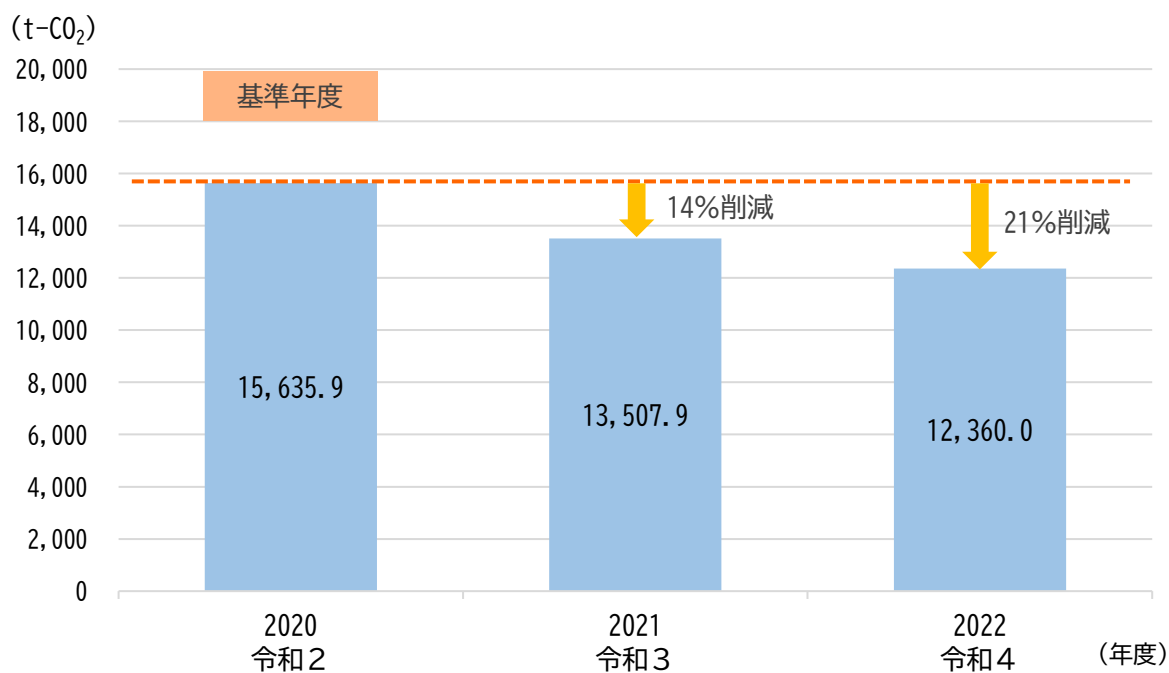


図 2-1 計画期間のCO₂排出量の推移

3 エネルギー種別毎の使用量とCO₂排出量

エネルギー種別毎の使用量は表2-1のとおりです。

表2-1 エネルギー種別毎の使用量

年度	電気 (千 kWh)	ガソリン (kl)	灯油 (kl)	軽油 (kl)	A重油※ (kl)	LPG (t)
2020 (令和2)	24,387.3	115.3	513.2	80.0	681.2	69.8
2021 (令和3)	21,307.6	114.3	585.6	85.3	510.4	51.2
2022 (令和4)	20,343.9	121.8	594.7	86.0	541.2	88.0
基準年度と 直近年度の 増減率	▲16.6%	5.6%	15.9%	7.5%	▲20.6%	26.1%

※以下「重油」という。

エネルギー種別毎のCO₂排出量は、表2-2及び図2-2のとおりです。

表2-2 エネルギー種別毎のCO₂排出量

単位：t-CO₂

年度	電気	ガソリン	灯油	軽油	重油	LPG	合計
2020 (令和2)	11,828.7	267.6	1,277.9	206.3	1,846.0	209.4	15,635.9
2021 (令和3)	10,027.6	265.2	1,458.1	220.2	1,383.2	153.6	13,507.9
2022 (令和4)	8,644.7	282.6	1,480.5	221.8	1,466.4	264.0	12,360.0
基準年度と 直近年度の 増減率	▲26.9%	5.6%	15.9%	7.5%	▲20.6%	26.1%	▲21.0%

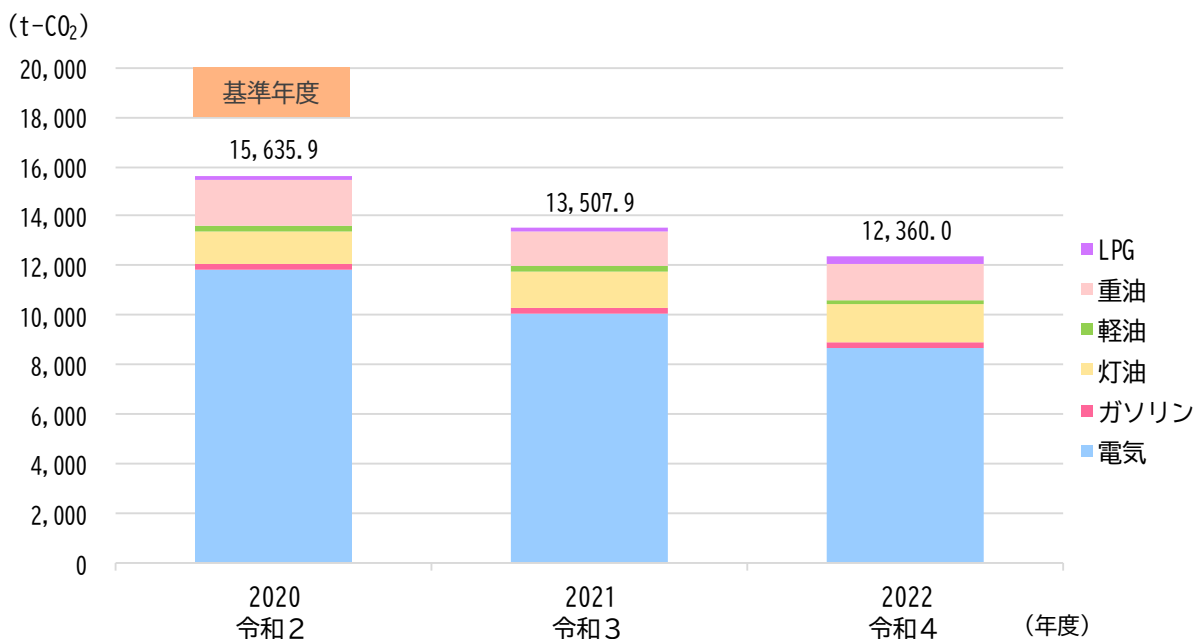


図2-2 エネルギー種別毎のCO₂排出量

4 現計画における状況と課題のまとめ

基準年度の2020（令和2）年度から、CO₂排出量は減少傾向にあり、直近の2022（令和4）年度では、目標値であるCO₂排出量の20%削減を達成しています。

しかしながら、地域脱炭素及び地球温暖化対策の推進のために、省エネルギー化や再生可能エネルギー由来の電気の使用など、CO₂排出量の削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

CO₂排出量の削減に向けた取り組みを強化していくための今後の課題として、

- ・ 公共施設のZEB化等（省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入）
- ・ 省エネルギー、省資源・4R^{※1}の一層の取り組み
- ・ 環境に配慮した事務事業の実施
- ・ 職員の環境意識の一層の向上

が挙げられます。

※1 4R

ごみを減らすための4つの取り組みです。キーワードの英語の頭文字から4Rと表記されます。

- | | | |
|------------------|---------------------|--------|
| 1 Refuse(リフューズ) | ごみになるものを買わない、断ること | 【発生回避】 |
| 2 Reduce(リデュース) | ごみの量を減らすこと | 【排出抑制】 |
| 3 Reuse(リユース) | 使ったものを捨てずに、そのまま使うこと | 【再使用】 |
| 4 Recycle(リサイクル) | 使ったものを資源として再利用すること | 【再生利用】 |

第3章 計画改訂の目的と概要

1 基本的事項

1-1 計画の目的

本計画は、宮古市役所の事務事業により排出されるCO₂の排出状況を捉え、その量を削減する目標を定め、職員一人ひとりが率先して地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的としています。

現計画における課題の解決及び「宮古市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）の策定にあたって市全体の地球温暖化対策の取り組み等との整合を図るため、本計画を改訂します。

なお、区域施策編との整合を図るために、基準年度を2020（令和2）年度から2013（平成25）年度に変更します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画として、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図るとともに、県の「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」と連携を図ります。

また、本計画は、市の最上位計画である「宮古市総合計画」や市の環境の保全及び創造に関する施策について定めた「宮古市環境基本計画」と整合を図るとともに、関連する各分野の計画と連携し、本市の事務事業における地球温暖化対策を推進するものです。

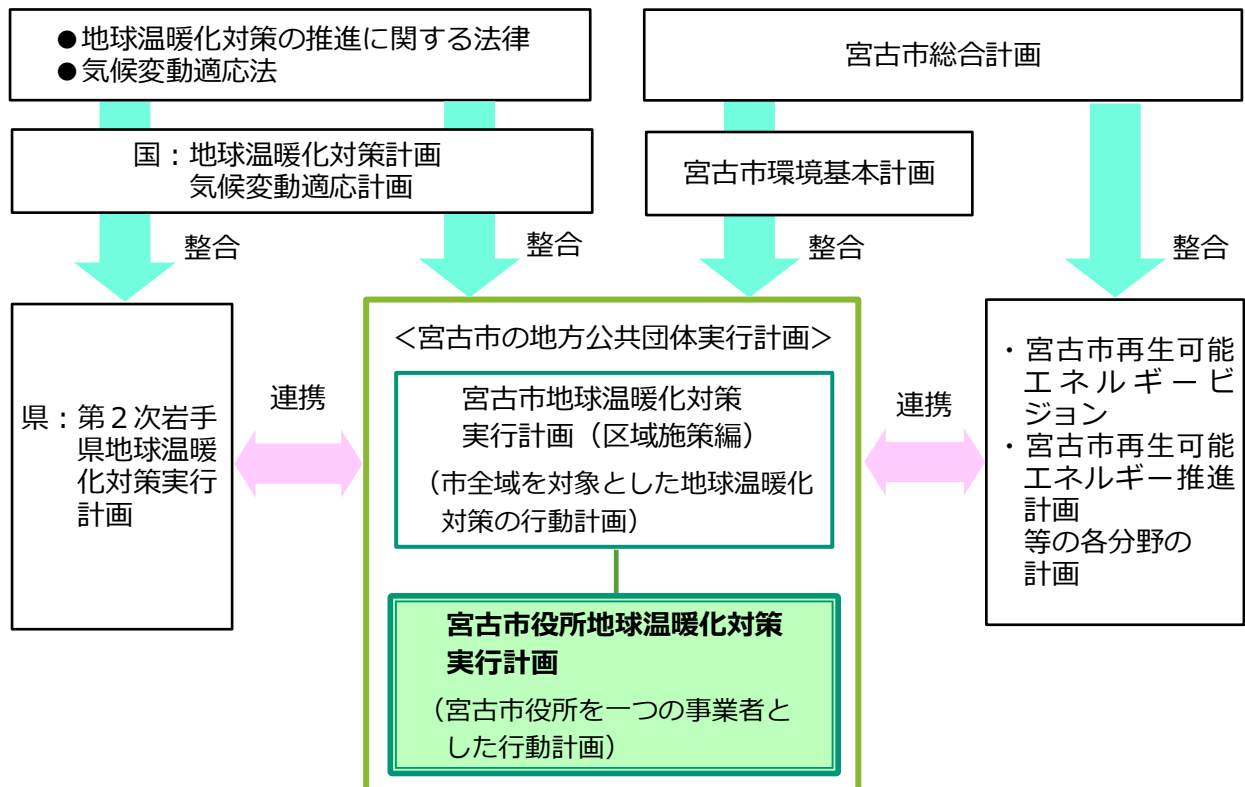


図3-1 本計画の位置づけ

1-3 計画の対象範囲

本計画は、本市が所有・管理を行う施設及び事務事業など、全てを対象とします。

ただし、次の施設は、本市の施設ではありませんが、市が管理や事務に関与することから協力を要請します。

【協力要請施設】

岩手県立水産科学館、宮古地区広域行政組合の所管施設

1-4 削減対象

本計画の削減対象として算定する温室効果ガスは、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の大部分を占めるCO₂とします。

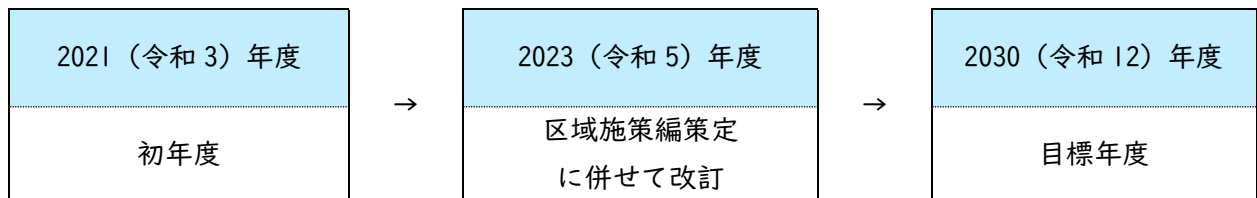
表 3-1 削減対象の発生源及び排出量算定の対象エネルギー

削減対象	発生源	排出量算定の対象エネルギー
CO ₂	燃料の使用	ガソリン、灯油、軽油、重油、LPG
	電気（買電分）の使用	電気

1-5 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

また、取り組みの状況や排出量実績等を踏まえ、必要に応じて見直します。



2 CO₂排出量の削減目標

2-1 基本方針

CO₂排出量を削減するため、4つの基本方針を定めます。

基本方針1：公共施設のZEB化等

公共施設ZEB化等指針（※資料編参照）に基づき、次のとおりZEB化等を推進します。

新築：「ZEB化」又は「最大限の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入」

改修：施設の状況に応じた「最大限の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入」

基本方針2：省エネルギー、省資源・4Rの推進

節電等に取り組み、電力使用量や燃料使用量の削減を図ります。

省資源に取り組み、4Rを推進します。

基本方針3：環境に配慮した事務事業の推進

環境への影響に配慮して、全ての事務事業を実施します。

また、環境に配慮した製品、技術の導入に取り組みます。

基本方針4：職員の環境意識の向上

職員は率先して環境問題に取り組むことを認識し、環境の保全・改善に対する意識の向上を図ります。

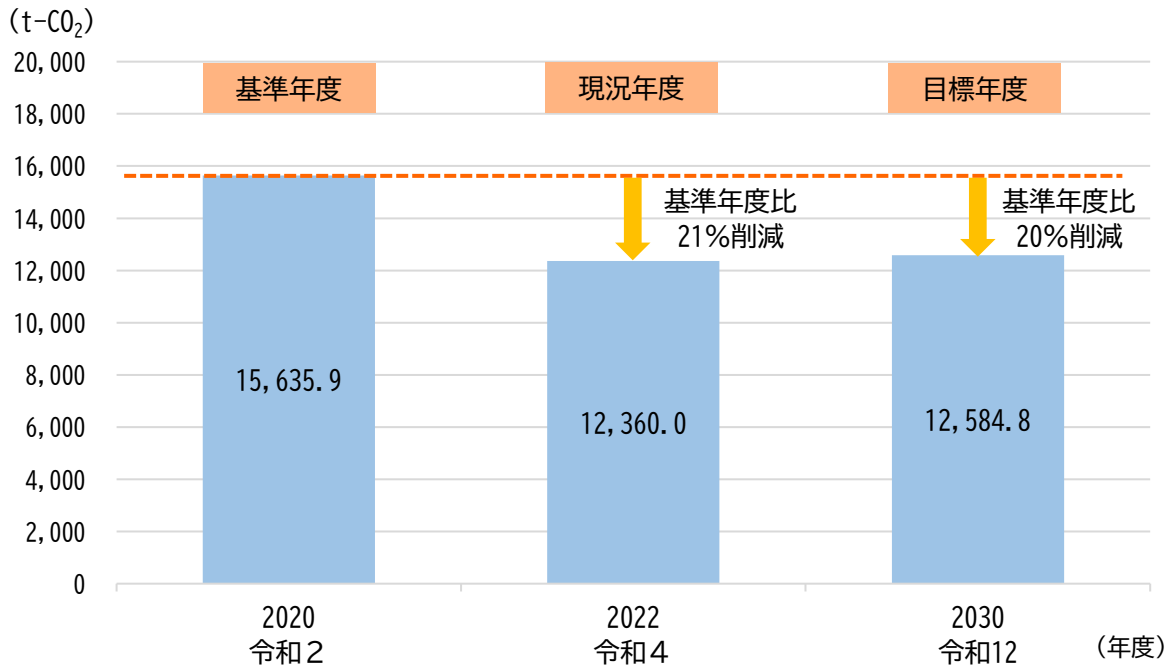
2-2 目標

本計画は、区域施策編と整合を図るため、基準年度を2013（平成25）年度とします。

設備・機器の省エネルギー化や電化等により、各種燃料や電気の使用量について、現況年度から平均20%削減します。

また、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来の電力の調達を推進し、2030（令和12）年度までにCO₂排出量を基準年度から50%削減します。

<旧基準>



基準年度及び目標値の見直し

<新基準>

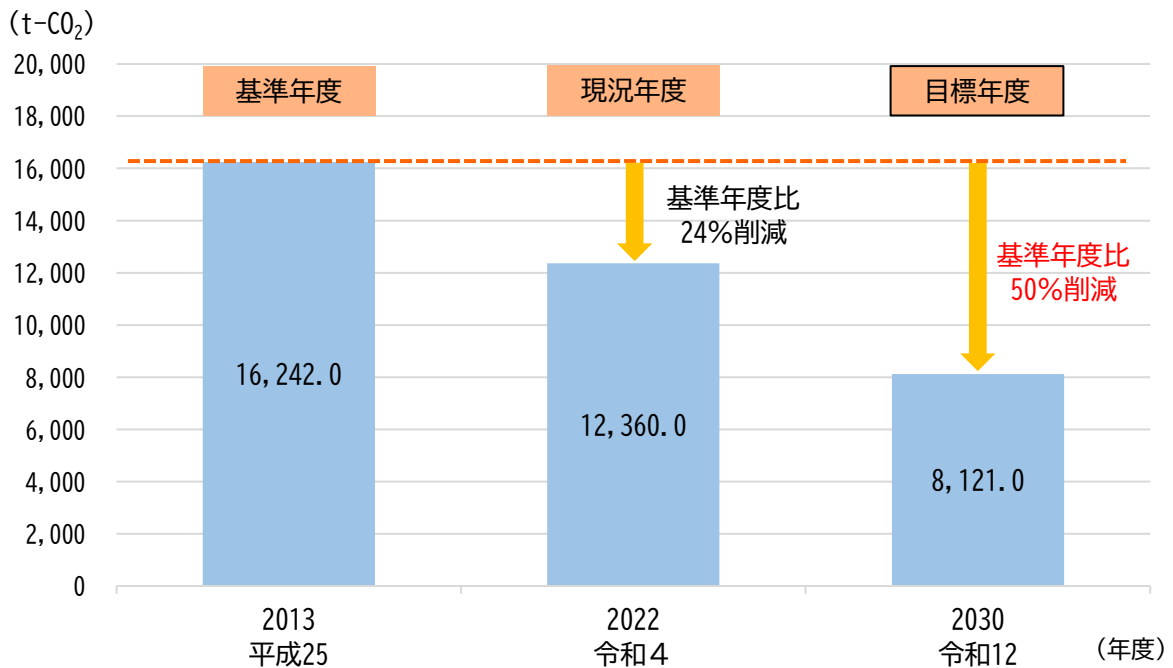


図 3-2 旧基準及び新基準におけるCO₂排出量と削減目標

2-3 エネルギー種別毎の使用量とCO₂排出量

設備・機器の省エネルギー化や電化等によるエネルギー種別毎の使用量とCO₂排出量を整理します。

<電気使用量とCO₂排出量>

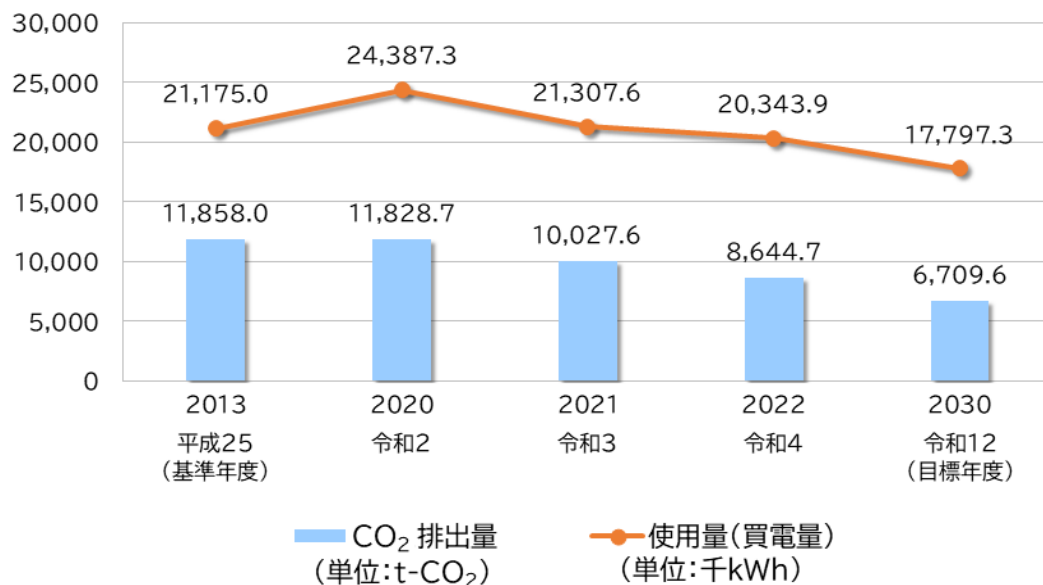
電気の使用に伴うCO₂排出量は、基準年度の2013（平成25）年度では11,858.0t-CO₂、2022（令和4）年度では8,644.7t-CO₂と、3,213.3t-CO₂減少（▲27.1%）しています。

設備の省エネルギー化による電気使用量の低減の一方で、電化の推進による電気使用量の増加を見込み、電気使用量を2022（令和4）年度の20,343.9千kWhから2030（令和12）年度までに17,797.3千kWhまで、2,546.6千kWh削減（▲12.5%）することを目標とします。

目標の達成により、再生可能エネルギーの普及による電力のCO₂排出係数の低減効果も加わることに伴い、電気の使用に伴うCO₂排出量は2030（令和12）年度に6,709.6t-CO₂となり、基準年度である2013（平成25）年度の排出量から、5,148.4t-CO₂削減（▲43.4%）となります。

表3-2 電気使用量とCO₂排出量

項目	(基準年度) 2013 平成25	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	(目標年度) 2030 令和12
使用量(買電量) (千kWh)	21,175.0	24,387.3	21,307.6	20,343.9	17,797.3
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	11,858.0	11,828.7	10,027.6	8,644.7	6,709.6

図3-3 電気使用量とCO₂排出量

<ガソリン使用量とCO₂排出量>

ガソリンの使用に伴うCO₂排出量は、基準年度の2013（平成25）年度では316.0t-CO₂、2022（令和4）年度では282.6t-CO₂と、33.4t-CO₂減少（▲10.6%）しています。

燃費（電費）性能に優れた自動車の導入等により、ガソリン使用量を2022（令和4）年度の121.8kℓから2030（令和12）年度までに97.4kℓまで、24.4kℓ削減（▲20.0%）することを目標とします。

目標の達成により、ガソリンの使用に伴うCO₂排出量は2030（令和12）年度に226.1t-CO₂となり、基準年度である2013（平成25）年度の排出量から、89.9t-CO₂削減（▲28.4%）となります。

表 3-3 ガソリン使用量とCO₂排出量

項目	(基準年度) 2013 平成25	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	(目標年度) 2030 令和12
使用量 (kℓ)	135.6	115.3	114.3	121.8	97.4
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	316.0	267.6	265.2	282.6	226.1

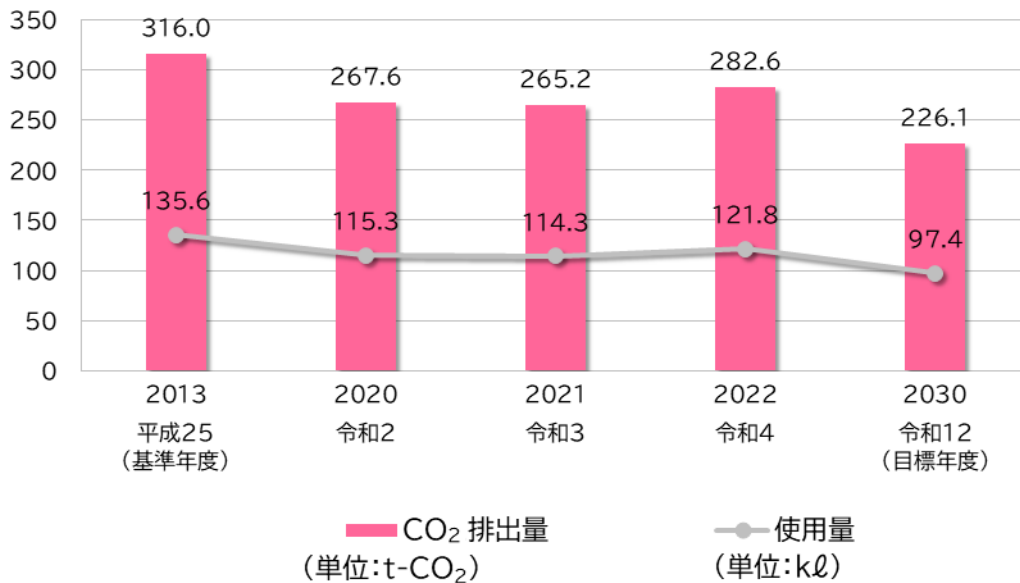


図 3-4 ガソリン使用量とCO₂排出量

<灯油使用量とCO₂排出量>

灯油の使用に伴うCO₂排出量は、基準年度の2013（平成25）年度では1,509.0t-CO₂、2022（令和4）年度では1,480.5t-CO₂と、28.5t-CO₂減少（▲1.9%）しています。

設備の省エネルギー化や電化の推進により、灯油使用量を2022（令和4）年度の594.7kℓから2030（令和12）年度までに475.8kℓまで、118.9kℓ削減（▲20.0%）することを目標とします。

目標の達成により、灯油の使用に伴うCO₂排出量は2030（令和12）年度に1,184.6t-CO₂となり、基準年度である2013（平成25）年度の排出量から、324.4t-CO₂削減（▲21.5%）となります。

表3-4 灯油使用量とCO₂排出量

項目	(基準年度) 2013 平成25	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	(目標年度) 2030 令和12
使用量 (kℓ)	606.3	513.2	585.6	594.7	475.8
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	1,509.0	1,277.9	1,458.1	1,480.5	1,184.6

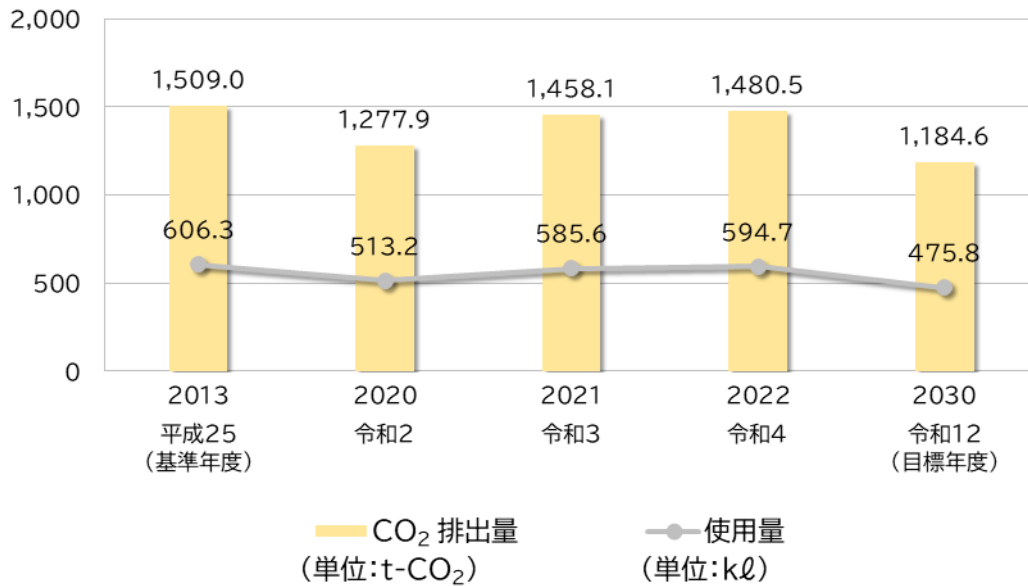


図3-5 灯油使用量とCO₂排出量

<軽油使用量とCO₂排出量>

軽油の使用に伴うCO₂排出量は、基準年度の2013（平成25）年度では284.0t-CO₂、2022（令和4）年度では221.8t-CO₂と、62.2t-CO₂減少（▲21.9%）しています。

燃費（電費）性能に優れた自動車の導入等により、軽油使用量を2022（令和4）年度の86.0kℓから2030（令和12）年度までに68.8kℓまで、17.2kℓ削減（▲20.0%）することを目標とします。

目標の達成により、軽油の使用に伴うCO₂排出量は2030（令和12）年度に177.5t-CO₂となり、基準年度である2013（平成25）年度の排出量から、106.5t-CO₂削減（▲37.5%）となります。

表3-5 軽油使用量とCO₂排出量

項目	(基準年度) 2013 平成25	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	(目標年度) 2030 令和12
使用量 (kℓ)	109.7	80.0	85.3	86.0	68.8
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	284.0	206.3	220.2	221.8	177.5

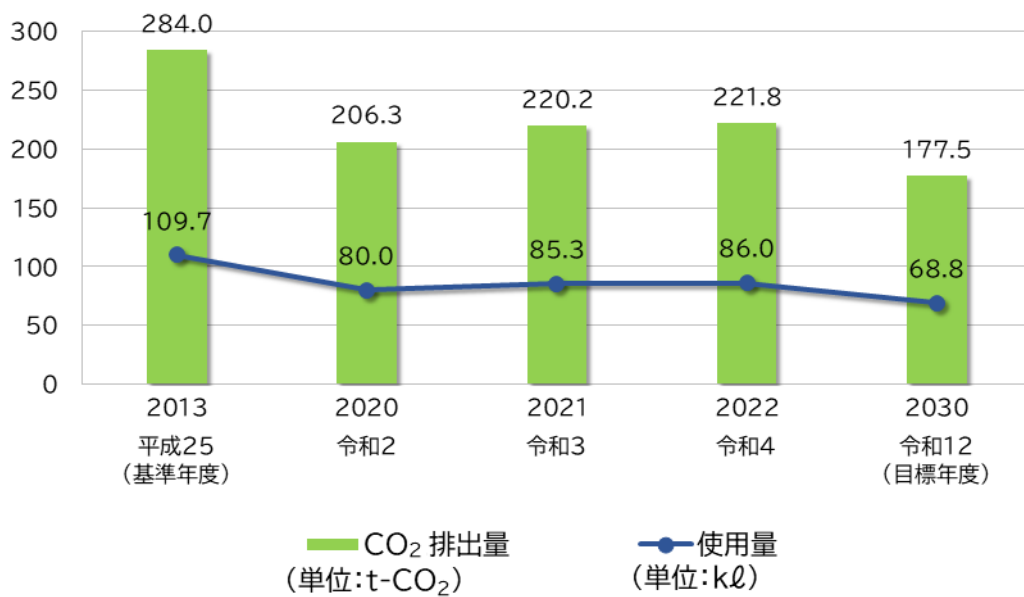


図3-6 軽油使用量とCO₂排出量

<重油使用量とCO₂排出量>

重油の使用に伴うCO₂排出量は、基準年度の2013（平成25）年度では1,957.0t-CO₂、2022（令和4）年度では1,466.4t-CO₂と、490.6t-CO₂減少（▲25.1%）しています。

設備の省エネルギー化や電化の推進により、重油使用量を2022（令和4）年度の541.2kℓから2030（令和12）年度までに433.0kℓまで、108.2kℓ削減（▲20.0%）することを目標とします。

目標の達成により、重油の使用に伴うCO₂排出量は2030（令和12）年度に1,173.3t-CO₂となり、基準年度である2013（平成25）年度の排出量から、783.7t-CO₂削減（▲40.0%）となります。

表3-6 重油使用量とCO₂排出量

項目	(基準年度) 2013 平成25	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	(目標年度) 2030 令和12
使用量 (kℓ)	722.2	681.2	510.4	541.2	433.0
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	1,957.0	1,846.0	1,383.2	1,466.4	1,173.3

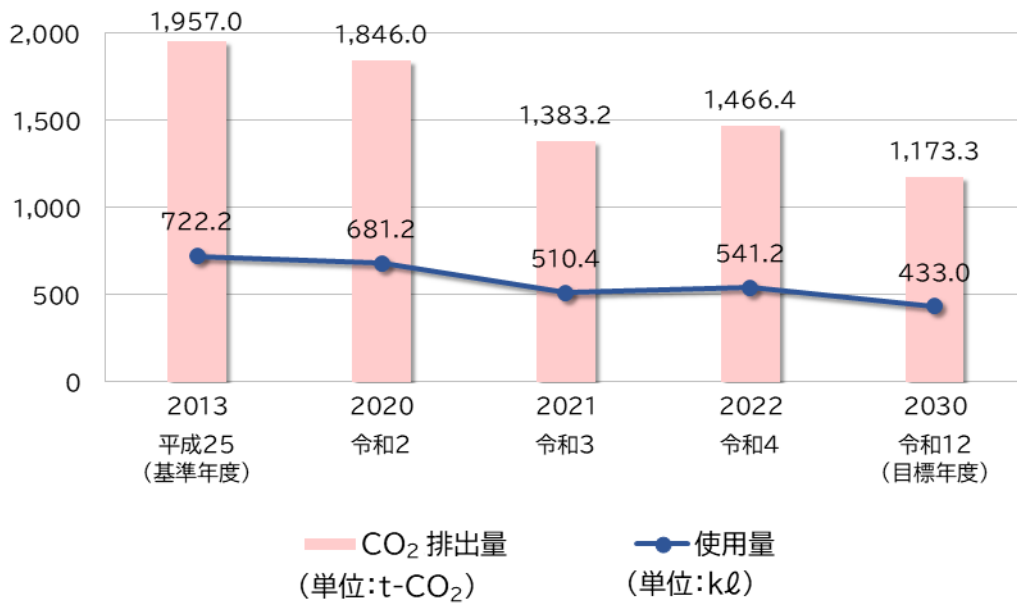


図3-7 重油使用量とCO₂排出量

<LPG 使用量と CO₂ 排出量>

LPG の使用に伴う CO₂ 排出量は、基準年度の 2013（平成 25）年度では 318.0t-CO₂、2022（令和 4）年度では 264.0t-CO₂ と、54.0t-CO₂ 減少（▲17.0%）しています。

設備の省エネルギー化や電化の推進により、LPG 使用量を 2022（令和 4）年度の 88.0t から 2030（令和 12）年度までに 70.4t まで、17.6t 削減（▲20.0%）することを目標とします。

目標の達成により、LPG の使用に伴う CO₂ 排出量は 2030（令和 12）年度に 211.2t-CO₂ となり、基準年度である 2013（平成 25）年度の排出量から、106.8t-CO₂ 削減（▲33.6%）となります。

表 3-7 LPG 使用量と CO₂ 排出量

項目	(基準年度)	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	(目標年度)
	2013 平成 25				2030 令和 12
使用量 (t)	106.0	69.8	51.2	88.0	70.4
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	318.0	209.4	153.6	264.0	211.2

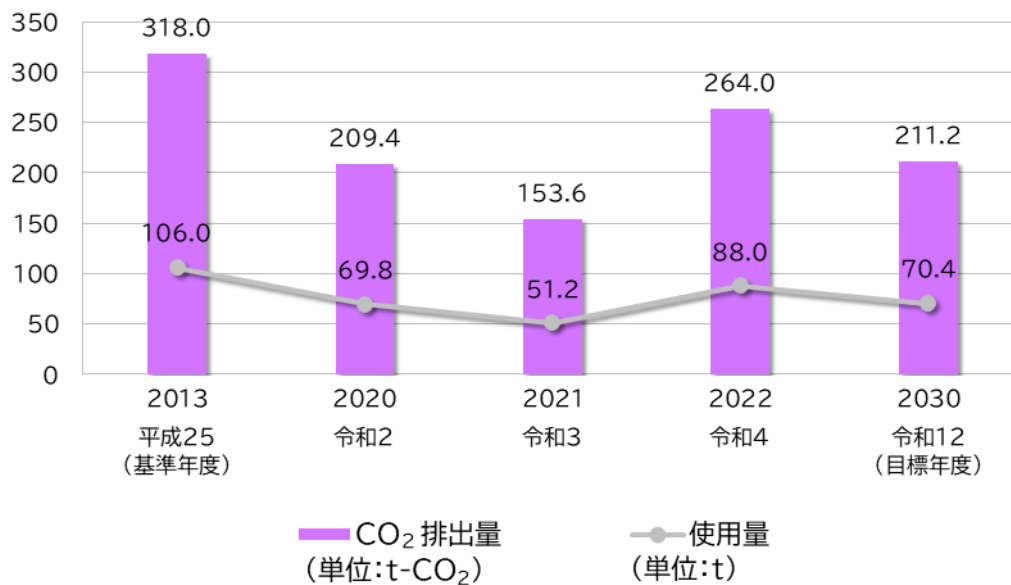


図 3-8 LPG 使用量と CO₂ 排出量

第4章 削減目標達成に向けた4つの基本方針と取り組み

1 基本方針と施策の体系

計画目標	基本方針	取り組み
<p>2030（令和12）年度 CO₂排出量削減目標 2013（平成25）年度比 50%削減</p>	<p>方針1：公共施設のZEB化等</p>	<p>＜公共施設 ZEB 化等指針に基づく公共施設の ZEB 化等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新築等における ZEB 化又は最大限の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入 ○ 改修等における状況に応じた最大限の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入
	<p>方針2：省エネルギー、省資源・4R の推進</p>	<p>＜エネルギー・燃料使用量の削減＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空調・換気設備の適切な使用 ○ 照明設備の適切な使用 ○ 給湯設備の適切な使用 ○ その他の省エネルギー対策の推進 <p>＜省資源・4R の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水使用量の削減 ○ 4R の推進
	<p>方針3：環境に配慮した事務事業の推進</p>	<p>＜環境に配慮した事務事業の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業における環境配慮 ○ 公用車の適切な運用及び EV 等の導入 ○ グリーン購入等の推進
	<p>方針4：職員の環境意識の向上</p>	<p>＜環境意識の啓発＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境意識の向上 ○ 取り組み状況の公表

基本方針1 公共施設のZEB化等

<公共施設 ZEB 化等指針に基づく公共施設の ZEB 化等>

取り組み項目	具体的な内容
新築等におけるZEB化等	<input type="checkbox"/> ZEB 化又は最大限の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を推進します。
改修等におけるZEB化等	<input type="checkbox"/> 施設の状態に応じた最大限の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を推進します。

基本方針2 省エネルギー、省資源・4R の推進

<エネルギー・燃料使用量の削減>

取り組み項目	具体的な内容
空調・換気設備の適切な使用	<input type="checkbox"/> 冷暖房の設定温度を適正に管理します。 <input type="checkbox"/> クールビズやウォームビズに取り組みます。 <input type="checkbox"/> 冷暖房の効率を上げるため、ブラインド等を適正に使用します。 <input type="checkbox"/> 空調設備のフィルターを定期的に清掃します。 <input type="checkbox"/> 季節に応じた送風量や運転時間の調整等により最適な運転条件を設定します。
照明設備の適切な使用	<input type="checkbox"/> 業務に支障がない範囲で、間引き消灯を徹底します。 <input type="checkbox"/> 人感センサーによる自動制御や調光機能付き照明等を導入します。
給湯設備の適切な使用	<input type="checkbox"/> お湯の使用量や使用時間等に応じた効率的な設備の調整・運転を行います。 <input type="checkbox"/> 保温性能を改善し、設備からの放熱の抑制を図ります。
その他の省エネルギー対策の推進	<input type="checkbox"/> 施設のエネルギー消費傾向を把握し、省エネルギー化のための工夫や対策に取り組みます。 <input type="checkbox"/> 省エネルギータイプの選択、節電モードの設定など事務機器の導入・使用についても、省エネルギー化に取り組みます。 <input type="checkbox"/> 道路照明や防犯灯のLED化など、建築物以外についても省エネルギー化に取り組みます。 <input type="checkbox"/> ゼロカーボンパークなど、自然公園施設等についても省エネルギー化に取り組みます。

<省資源・4Rの推進>

取り組み項目	具体的な内容
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日常的な節水を励行します。 <input type="checkbox"/> 設備の水量や吐水時間等を適切に設定します。
4Rの推進	<p>Refuse (リフューズ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 物品購入の際は、簡易包装または無包装のものを選択し、ごみの発生を抑制します。 <p>Reduce (リデュース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 会議資料等の簡素化を進めるとともに、オンライン化やペーパーレスを推進します。 <input type="checkbox"/> 使い捨て製品の使用を抑制します。 <input type="checkbox"/> 食品ロスの発生を抑制します。 <p>Reuse (リユース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不要になった備品等は、全庁的に調整し再利用します。 <input type="checkbox"/> ファイルボックスやファイル等の再利用を徹底します。 <p>Recycle (リサイクル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> トナーカートリッジやインクタンク等のリサイクルを徹底します。 <input type="checkbox"/> ごみの分別排出を徹底します。

基本方針3 環境に配慮した事務事業の推進

<環境に配慮した事務事業の推進>

取り組み項目	具体的な内容
事務事業における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実施中の全ての事務事業において、環境に配慮して取り組みます。 <input type="checkbox"/> 新規事業に取り組む際には、環境に配慮した事業となるように計画します。
公用車の適切な運用及びEV等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> タイヤ空気圧の調整等の基本的、定期的な車両の点検・整備を行い、燃費を向上させます。 <input type="checkbox"/> 公用車の保有は、適正台数にします。 <input type="checkbox"/> 公用車の更新時には、EV や PHEV 車両を積極的に導入し、次世代エコカー車両比率 70%を目指します。
グリーン購入等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> エコマークやグリーンマーク等の表示がある環境配慮物品を優先的に購入します。 <input type="checkbox"/> リサイクル製品やリサイクル可能な製品を優先的に購入します。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを使用した電力や CO₂ 排出係数の低い電力の調達を推進します。

基本方針4 職員の環境意識の向上

<環境意識の啓発>

取り組み項目	具体的な内容
環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 庁内掲示板等で省エネ行動の徹底を適時、呼びかけます。 <input type="checkbox"/> 職員が参加できる地球温暖化対策に関する研修を行う等、職員一人ひとりの環境に対する意識を向上させます。 <input type="checkbox"/> エコ通勤など積極的に公共交通機関を利用します。
取り組み状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 取り組み状況等を公表します。

第5章 計画の進捗管理

1 管理・推進・実行部門の体制

CO₂排出量の削減目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取り組み項目を実行していくことが大切です。本計画の実効性を高め、市役所全体で実行できるよう、目標達成に向けた推進体制を下図のとおりとします。

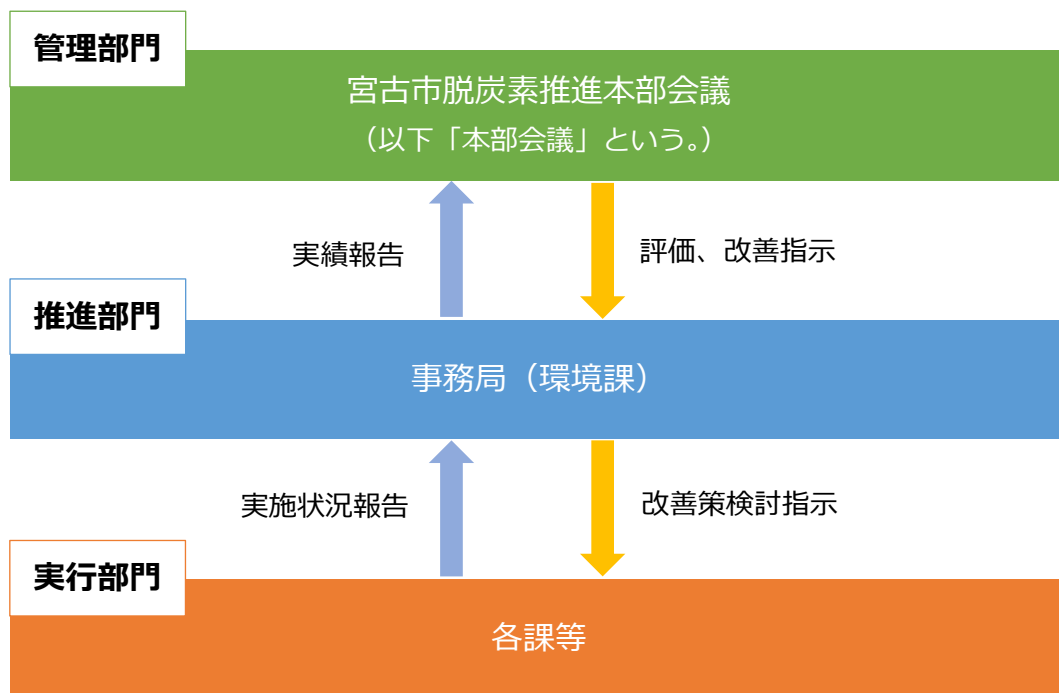


図 5-1 推進体制

2 各部門の役割と進行管理

本計画に基づく取り組みの進捗状況については、PDCA サイクルにより管理し、各課等の取り組みを促進するとともに、必要に応じて施策を見直します。

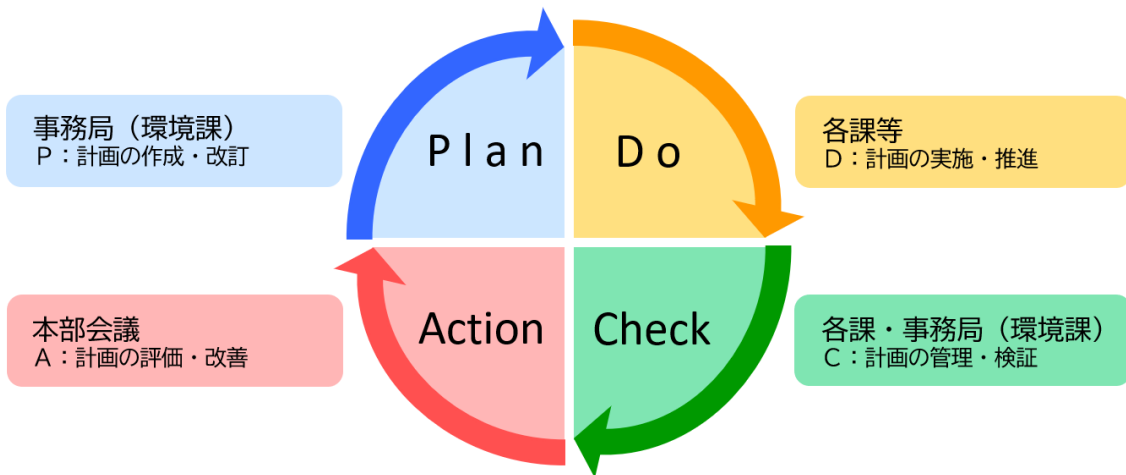


図 5-2 進行管理の流れ

3 実施状況の点検評価

各課等は、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）により燃料等の使用状況を把握し、状況の分析等を行い、その結果を日常的な省エネルギーの取り組みに活用します。

事務局は、燃料等の使用状況を定期的に本部会議に報告するとともに、改善及び指摘事項を各課等に示し、取り組み状況の改善を図ります。

4 公表

策定及び改訂した計画、並びに計画に基づく取り組みの実施状況等については、市ホームページで公表します。

また、本部会議において、必要と認められた事項も公表します。

資料編

資料編

公共施設ZEB化等指針

令和5年12月27日 市長決裁

地域脱炭素及び二酸化炭素排出量の削減のため、公共施設のZEB化又は省エネ化及び再エネ導入（以下「ZEB化等」という。）を推進しなければならない。

一方で、宮古市は多数の公共施設を有しており、全ての施設においてZEB化（※）又は一律的な省エネ化及び再エネ導入を行うことは難しい。

限りある財源で公共施設のZEB化等を推進するために、本指針により、基本的な方針を定めた上で、施設の状況（妥当性・経済性等）も考慮して、当該施設のZEB化等の方針を個別に判断しようとするものである。

※ZEB化： 省エネについては、エネルギー消費性能計算プログラムに基づき、基準建築物と施設の一次エネルギー消費量を比較して50%以下とすること。再エネ導入量により「ZEB・Nearly ZEB・ZEB Ready」等に区分される。（ここでいうエネルギー消費量とは、建物や機器の性能による計算値であり、建物の実際のエネルギー使用量ではない。）

1. 基本的方針

(1) 新築の場合（新設の他、移設・建替等も含む）

- ZEB化（Nearly ZEB・ZEB Readyを含む。以下同じ。）又は最大限の省エネ化及び再エネ導入（以下「省エネ化等」という。）を図る。
- 施設の用途・規模・地形条件、経済性等を考慮した検討を行う。
- 上記の検討を踏まえ、当該施設のZEB化等に向けた方針を決定する。

(2) 改修の場合（長寿命化・大規模改修の他、増改築等も含む）

- 施設の状況に応じた最大限の省エネ化等を図る。
- 改修する施設及び内容を基に「改修類型図」や個別事情等を考慮して、全体的又は部分的な省エネ化等に向けた検討を行う。
- 具体的には、次の手順により、当該施設の省エネ化等に向けた方針を決定する。

2. 改修の場合の検討

(1) 施設更新の考え方

① 更新周期（参考：宮古市公共施設再配置計画）

区分	メンテナンス	大規模改修	建替
RC造・重量鉄骨造・ブロック造	随時	30年及び50年	80年
軽量鉄骨造・木造	随時	30年	60年

② 建築年数（令和5年時点）

建築年数	竣工年度		備考
30年	平成5年	1993年	
40年	昭和58年	1983年	※新耐震基準は昭和57年度以降の適用
60年	昭和38年	1963年	
80年	昭和18年	1943年	

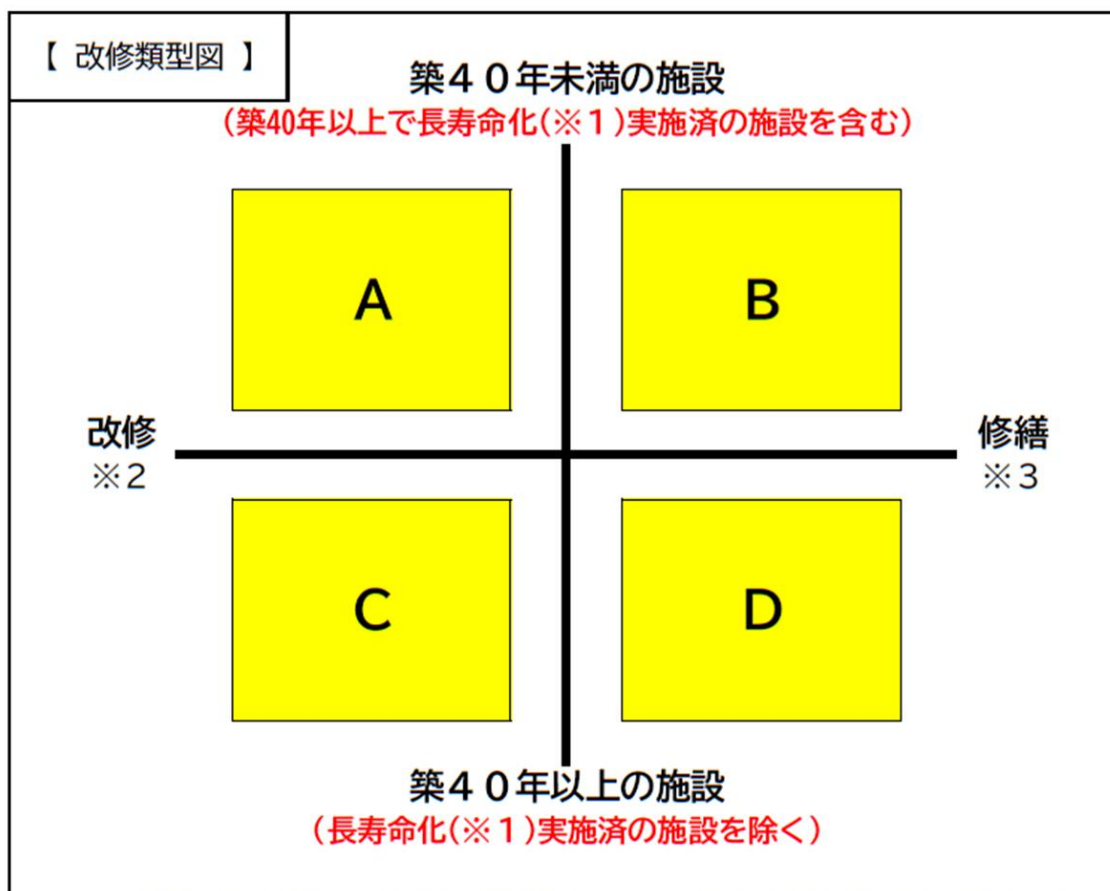
③ 建築年数による区分

築40年以上が経過して、かつ長寿命化工事を実施していない施設は、今後の使用年数等を考慮した部分的な省エネ化等を図るものとする。

（今後、長寿命化工事により20年以上使用する場合には、別途検討が必要。）

(2) 改修の種類

- 施設の修繕及び改修等にあたり、当該施設の状況及び当該工事の内容等を考慮し、次の図のとおり分類する。



- ※1 単純な外皮部分・設備等の更新ではなく、長寿命化に資する工事をいう。
(具体的な長寿命化工事の実施予定・計画があるものを含む。)
- ※2 大規模な設備の更新や全体的な外皮部分の改修及び長寿命化に資する工事をいう。
(大規模であっても、屋根改修等の部分的な営繕工事は含まない。)
- ※3 130万円未満の小規模な修繕や、部分的な修繕等をいう。
(機能維持のため応急・緊急で実施するものは、大規模であっても修繕に含む。)

(3) 類型による区分

【 共 通 】

- 施設の状況に応じた最大限の省エネ化等を図る。
- 類型A～Dは一般的な考え方であり、当該施設の状況も踏まえて個別に判断する。

【 類 型 】

A 築40年未満の施設の改修 ⇒ 【全体的な省エネ化等を図る】

- 原則として、全体的な省エネ化等を図る。
- 全体的な省エネ化等ができない場合も、将来的な省エネ化等の可能性を考慮し、手戻り（重複）工程が生じないよう、十分な検討を行う。
- 機械・電気設備等の場合は、機器選定等にあたり省エネ化を十分考慮する。
- 建物及び敷地内における太陽光等の再エネ導入についても、十分考慮する。

B 築40年未満の施設の修繕 ⇒ 【状況に応じた省エネ化等を図る】

- 状況に応じ、全体的又は部分的な省エネ化等を図る。
- 部分的な省エネ化等を図る場合も、今後の全体的な省エネ化等を見据えて修繕等の内容を検討する。
- 機械・電気設備等の場合は、機器選定等にあたり省エネ化を十分考慮する。
- 建物及び敷地内における太陽光等の再エネ導入についても、十分考慮する。

C 築40年以上の施設の改修 ⇒ 【部分的な省エネ化等を図る】

- 原則として、部分的な省エネ化等を図る。
- 機械・電気設備等の場合は、機器選定等にあたり省エネ化を考慮する。
- 建物及び敷地内における太陽光等の再エネ導入についても、考慮する。

D 築40年以上の施設の修繕 ⇒ 【部分的な省エネ化等を図る】

- 原則として、部分的な省エネ化等を図る。
- 機械・電気設備等の場合は、機器選定等にあたり省エネ化を考慮する。
- 建物及び敷地内における太陽光等の再エネ導入についても、考慮する。

(4) 方針の整理

- 類型及び施設の個別状況を考慮した方針を整理するため、方針整理票を作成する。
- 方針整理票は、外皮・機械設備・電気設備・再エネ設備等に係る改修・修繕を実施する場合に、施設所管課において作成するものとする。
- 方針整理票を作成した場合は、エネルギー・環境部に提出するものとする。
- エネルギー・環境部では、提出された方針整理票のうち、重要と判断されるものについては、宮古市脱炭素推進本部会議において報告するものとする。

省エネ化等に向けた方針整理票（既存施設）

年 月 日 提出

●基本情報

施設名称			
竣工年度		建築構造	
建築年数		改修実績	
延床面積		改修内容	
特記事項			

●実施しようとする改修等

概 要	
-----	--

●検討事項

確認項目	確 認 事 項	
必要性	(省エネ化等が必要な理由)	<input type="checkbox"/>
継続性	(今後の施設利用年数及び大規模改修の予定等)	<input type="checkbox"/>
経済性	(財源等も含めた経済性)	<input type="checkbox"/>
妥当性	(改修項目の妥当性)	<input type="checkbox"/>
	【空調設備】 【換気設備】 【照明設備】 【給湯設備】 【外皮断熱】 【発電設備】 【蓄電設備】	
特殊性	(特殊事情等があれば記載)	<input type="checkbox"/>

●基本方針

方 針	
-----	--

(作成担当者) 課 係 (内線)